

方法意見書

株式会社永川組大黒町本社工場中間処理プロジェクト環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）に関する横浜市環境影響評価条例第12条第1項に規定する環境保全の見地からの意見は、次のとおりである。

横浜市長 中田 宏

第1 対象事業

1 事業者の氏名及び住所

氏名：株式会社永川組

代表者：取締役社長 永川 武夫

住所：横浜市瀬谷区二丁目14番地の1

2 対象事業の名称及び種類

名称：株式会社永川組大黒町本社工場中間処理プロジェクト

種類：廃棄物処理施設の建設

3 事業実施区域

横浜市鶴見区大黒4番地の1

第2 審査意見

1 全般的事項

株式会社永川組大黒町本社工場中間処理プロジェクト（以下「本事業」という。）は、株式会社永川組が鶴見区大黒町4番地の1（以下「計画地」という。）に廃棄物処理施設を建設しようとするもので、横浜市環境影響評価条例に規定する第1分類事業である。

本事業は、現在、産業廃棄物の積替え保管施設として使用されている建物に産業廃棄物の中間処理施設（リサイクル処理施設）を設置し、主に建設現場から発生する廃棄物を多段階選別機器類で分別し、リサイクル製品とすることにより、環境負荷を低減しようとするものである。

計画地の敷地面積は、14,749.36㎡である。今回、産業廃棄物の中間処理施設が設置される建物は、工場A棟（建築面積：7,656.52㎡）と工場B棟（建築面積：906.75㎡）

である。工場A棟は、主に建設系混合廃棄物処理施設、廃プラスチック類圧縮処理施設など、工場B棟は、木くず破砕処理施設を設置する計画である。

計画地周辺は、都市計画法に基づく用途地域が工業専用地域に指定されており、主に工場や倉庫等の土地利用がされている。また、臨港地区（工業港区）に指定されている。

計画地は、西側を大黒運河に面し、南側に神奈川産業道路が、北側及び東側に他事業所が存在している。

事業の実施にあたっては、事業内容及び地域特性を考慮し、方法書に記載された事項に加え、以下に示す事項に留意して環境影響評価を実施する必要がある。

2 個別的事項

(1) 環境影響評価項目

ア 供用時

(ア) 大気汚染

- a 建設系混合廃棄物の選別や破砕に伴う粉じんの発生状況について、類似施設において測定を行い、当該施設における発生状況を粒径ごとに予測を行うこと。
- b 集じん装置の除去効率を確認のうえ、粒径ごとの性能諸元を準備書に記載すること。
- c 当該施設外に排出される粉じんについて、建物のダウンドラフトの影響を十分考慮し適切なモデル式を用いて予測をすること。

(イ) 水質汚濁

搬出入車両の洗車に伴う排水の処理について、既存施設において十分処理できることを確認するとともに油水分離槽の構造・性能を準備書に記載すること。

(ウ) 騒音

施設の稼働に伴う室内騒音について、適切な吸音対策を検討し、予測・評価すること。

(エ) 廃棄物・発生土

建設系混合廃棄物について、搬入時の確認方法及び有害物質が混入が確認された場合の対応を準備書に記載すること。

(オ) 地域社会

搬出入車両の配車管理システムによる環境への効果について、準備書に記載すること。

(カ) 安全

既存建物の用途変更に伴う防火設備等の整備について準備書に記載すること。

(2) 環境影響配慮項目

ア 供用時

(ア) 温室効果物質

搬出入車両の走行に伴う二酸化炭素の排出削減について、搬出入車両の配車管理システムによる効果を準備書に記載すること。

参考資料一覧

- 1 埋立て処分する残渣物について
- 2 金属くずの内容について
- 3 集じん機について
- 4 騒音発生機器について
- 5 切断処理の流れについて
- 6 消火栓の配置について
- 7 粉じんについて
- 8 バグフィルターに堆積した粉じんの払い落としの方法について